

16 農業農村整備事業概要

(単位：千円・%)

(1) 県営事業概要		平成23年度 まで	平成24年度	進捗	平成25年度 以降	着手 ～完工
1	経営体育成基盤整備事業 (4 地区)	1,364,400	<308,400> 440,000	38.1	3,309,200	H18～29
2	県営水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (1 地区)	0	5,000	100	0	H24
計		1,364,400	<250,000> 445,000		3,309,200	

(2) 団体営事業概要		平成23 年度まで	平成24 年度	進捗	平成25 年度以降	着手 ～完工
1	農山漁村活性化プロジェクト交付金 (基盤整備促進事業) (1 地区)	58,750	27,250	63.7	49,000	H23～26
2	団体営農業集落排水整備促進事業 一般(4 地区)	891,441	<209,592> 673,608	40.1	2,641,359	H21～28
計		950,192	<209,592> 700,858		2,690,359	

(単位：千円・%)

<>内はH21 年度繰越額で外数

(単位：千円・%)

(3) 県営・団体営合計(1)+(2)		平成23 年度まで	平成24 年度	進捗	平成25 年度以降	着手 ～完工
農業農村整備事業 合計		2,314,592	<459,592> 1,145,858		5,999,559	

注) 21 年度実績には 20 年度繰越を含む。今年度未定事業・前年度完了事業は除く。

17 農業農村整備事業（県営事業）

（1）県営経営体育成基盤整備事業

ア 事業目的

多様化、高度化する食糧需要に対応しつつ、地域農業の振興を推進するためには、耕地の汎用化を促進し地域の実態に即した畑作振興及び農用地の高度利用を図ります。このことから生産基盤と生活環境の一体的整備を行い、地域農業の中心となる効率的かつ安定的な経営体に農用地利用集積の促進を図ることが適当と認められる地域において実施します。

イ 事業区分

一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型

ウ 採択基準

1. 受益面積が20ha以上。
2. その他の基準は実施しようとする型により採択要件が異なる。

エ 地区一覧表

（単位：千円）

地区名	受益面積 (ha)	全 体		平成23年度まで		平成24年度		進捗 (%)	平成25年度以降		着手 完工
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費	
鈴鹿川沿岸 4期 （一般型 鈴鹿市、 四日市市）	166	農業用水 L=16,529m 農道整備 L=5,645m	1,053,000	農業用水 L=16,825m 農道整備 L=4,996m	895,000	農業用水一 式	30,000	87.8	—	—	H18 ～ H24
鈴鹿川沿岸 5期 （農業生 産法人等 育成型） （鈴鹿市）	181	農業用水 L=19,000m 農道整備 L=3,530m	1,353,000	農業用水 L=10,187m 農道舗装 L=1,224m	457,800	農業用水 L=7,676m 農道整備 L=2,128m	<200,000> 200,000	63.4	農業用水 L=1,137m 農道整備 L=178m	45,200	H21 ～ H26
鈴鹿川沿岸 6期 （一般型 鈴鹿市）	230	農業用水 L=31,320m 農道整備 L=1,500m	2,200,000	—	—	測量設計 一式	60,000	2.7	農業用水 L=31,320m 農道整備 L=1,500m	214,000	H24 ～ H29
稻生 （農業生 産法人等 育成型） （鈴鹿市）	514	区画整理 A=51.4ha	944,000	測量検 一式	11,600	区画整理 A=18.5ha	<108,400> 150,000	28.6	区画整理 A=32.9ha	674,000	H23 ～ H28

計	4地区		5,550,000		1,364,400		<308,400> 440,000	381		3,309,200	
---	-----	--	-----------	--	-----------	--	----------------------	-----	--	-----------	--

< > 23年度繰越で外数

オ 負担区分

国 50% 県 27.5% 地元 22.5%

(2) 県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）

ア 事業目的

県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画を策定します。

イ 採択基準

県営造成施設であること

ウ 地区一覧表

(単位：ha・m・千円)

地区名	受益面積 (ha)	全 体		平成23年度まで		平成24年度		進捗 (%)	平成25年度以降		着手 完工
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費	
菰野 (柳野)		測量機一式	5000		0	測量機一式	5000	100		0	H24
計	1地区		5000		0		5000	100		0	

エ 負担区分

国 50% 県 25% 地元 25%

18 農業農村整備事業（団体営事業）

(1) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（うち基盤整備促進に係るもの）

ア 事業目的

農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の推進を支援します。

イ 採択基準

基幹工種の受益面積の合計が5ha以上。

ウ 地区別事業費

(単位：千円)

事業種別	地区名	事業主体	全 体		平成23年度まで		平成24年度		進捗	平成25年度以降		着手 完工
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費	
農業用水施設	本郷・北色	四日市市	農業用水施設 0.3km	135,000	0.1km	58,750	0.1km	27,250	63.7	0.1km	49,000	H23 ～ H26
	小計	1地区		135,000		58,750		27,250			49,000	
合計	1地区			135,000		58,750		27,250			49,000	

エ 負担区分

農業用排水施設：国 50%、県 10%、地元 40%

区画整理：国 50%、県 10%、地元 40%

(2) 団体営農業集落排水整備促進事業

[一般]

ア 事業目的

生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資するため、58年度から創設されたもので農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、又は農村生活環境の改善を図ることを目的とし、あわせて公共用水域の水質保全にも寄与するよう農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設の整備を行うものです。

イ 採択基準

農業振興地域で主として連続した農業集落の地域であって、社会的・歴史的・地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常生活圏、住民の意識等からみて一体と考えられる区域を対象とします。

事業の採択要件は

(ア) 「農業集落排水整備計画」に基づき事業計画が策定されていること。

(イ) 受益戸数がおおむね 20 戸以上で末端受益戸数が 2 戸以上。

(ウ) 汚水処理施設は原則として、処理対象人口おおむね 1,000 人程度に相当する規模以下であること。(但し、下水道担当局と協議調整を了すればこの限りでない。)

(エ) 対象とする汚水には、重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めない。

[機能強化対策]

ア 事業目的

農業集落排水の供用施設の中で、計画を上回る人口の増加、排水基準の上乗せ規則、不測の事態による施設の劣化等により施設の機能の強化措置を余儀なくされている施設に対し改築事業を行います。

イ 採択基準

機能強化対策に要する費用の総額が 200 万以上であって、次のいずれかの条件に該当する農業集落排水施設であること。

(ア) 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後 7 年以上経過していること。

(イ) 排水の上乗せ基準の制定、人口の増加、供用後の条件変化が認められること。

ウ 地域別事業費

[一般]

(単位：千円)

地区名	事業主体	全体		平成23年度まで		平成24年度		進捗	平成25年度以降		着手完工
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費	
水沢東部	四日市市	処理施設 1ヶ所 管路工 L=800m	95000	管路工 L=4511m	23666	処理施設 1式 管路工 <628> L=340m	<44334> 10400	405	処理施設 1ヶ所 管路工 L=3,321m	56500	H20 ～ H25

和舞田	四日市市	処理施設 1ヶ所 管路工 L=3500m	462000	管路工 L=722m	71014	管路工 <264> L=1,300m	<35858> 94000	435	処理施設 1ヶ所 管路工 L=2,334m	261,128	H21 ～ H26
昼生	亀山市	処理施設 1ヶ所 管路工 L=15600m	1,884,000	管路工 L=4559m	535,510	<処理施設1式 管路工 <2384> L=2900m	<129400> 250,000	486	処理施設 1式 管路工 L=5,757m	969,000	H21 ～ H26
三宅 徳居	鈴鹿市	処理施設 1ヶ所 管路工 L=9440m	1,120,000	管路工 L=435m	48,251	処理施設 1式 管路工 L=3200m	225,608	245	処理施設 1ヶ所 管路工 L=5,715m	846,141	H23 ～ H28
小計	4地区		4,416,000		891,441		<209,592> 673,608			2,643,79	

< >は前年度繰越分で外数

※負担区分：国 50%、地元 50%

なお、県費助成は、翌年度に支援事業として、8. 25%分助成する。

(3) 農地・水・環境保全向上対策事業

A 共同活動への支援

ア. 食料の安定供給や多面的機能の発揮の基礎となる社会共通資本である農地・農業用水等の資源を将来に渡り、適切に保全し、質的向上を図るため、集落など一定のまとまりを持った地域において、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画する活動組織を設置し、活動組織の構成員が取り組む行為を協定により明確化した一定以上の効果の高い保全活動（現状の維持にとどまらず改善や質的向上を図る活動）を実施する場合に一定の支援（基礎支援）を行う。

イ. 「基礎支援」は、地域の農地面積に応じて活動組織に交付。支援の要件は、具体的な活動を列挙した「地域活動指針」を基礎に設定。

ウ. 支援水準

「基礎支援」についての支援額は国、地方、農業者の役割分担を踏まえ、10a 当たり単価を次のとおりとする。

新規地区		継続地区	
・水田	4, 000 円/10a	水田	3, 200 円/10a
・畑	2, 400 円/10a	畑	2, 000 円/10a
・草地	200 円/10a	草地	200 円/10a

エ. 中山間地域直接支払交付金の集落協定等対象農用地については、追加の要件を付して基礎支援の対象とすることができる。

B 向上活動への支援

ア. 老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

イ. 「向上支援」は、地域の農地面積に応じて活動組織に交付。支援の要件は、具体的な活動を列挙した「地域活動指針」を基礎に設定。

ウ. 支援水準

「向上支援」についての支援額は国、地方、農業者の役割分担を踏まえ、10a 当たり単価を次のと

おりとする。

- ・水田 4,400円/10a
- ・畑 2,000円/10a
- ・草地 400円/10a

共同活動期間 H24年度～H28年度 (H24.6.27現在)

項目 市町名	地区数	協定面積	支援額(年間)
四日市市	11地区	490ha	15,676千円
鈴鹿市	15地区	1,121ha	34,236千円
亀山市	8地区	247ha	8,341千円
菰野町	10地区	1,143ha	41,517千円
計	44地区	3,001ha	108,46千円

向上活動期間 H24年度～H26年度 (H24.6.27現在)

項目 市町名	地区数	協定面積	支援額(年間)
四日市市	2地区	88ha	3,874千円
鈴鹿市	3地区	173ha	6,591千円
菰野町	2地区	231ha	10,096千円
計	7地区	492ha	20,516千円

(4) 県単土地基盤整備事業

【小規模土地改良事業】 補助率の〔 〕は中山間地域

ア 事業目的

県費単独補助事業として国の助成措置要綱に該当しない地域において、重点的に実施を必要とする小団体の整備、他事業関連等を実施します。

イ 採択基準・県補助率

1 地区事業費 3,000千円以上 (中山間地域は 1,500千円以上)

関係農家数は原則として 5戸以上

(ア) 水路 排水機：受益面積 2ha 以上 10ha 未満 補助率 35〔40〕%以内

(イ) 用水路 用水機 (2ha 以上)、区画整理 (2ha~5ha)、暗梁排水 (10ha 未満)、畑地かんがい (2ha~10ha) 補助率 30〔40〕%以内

(ウ) 農道整備 (農道舗装・農道橋を含む)：受益面積は 2ha 以上 10ha 未満で、かつ全巾員が 2.5m 以上とする。 補助率 35〔45〕%以内

(エ) ため池保全：受益面積が 2ha (地震関連地域は 1ha) 以上 10ha 未満。補助率 35〔45〕%以内

(5) 県単農業集落機能強化支援事業

ア 事業目的

集落機能の強化を図るため、集落営農に必要な基盤整備を緊急に実施し、地域の多様な資源、特性等を生かした農業生産活動を促進する事業環境の整備を目指します。

イ 採択基準と県補助率

事業費の規定は特になし、市町が事業主体の場合は補助金で100万以上工事経費は2%以内維持管理の軽減と麦大豆等耕作と集落営農に必要な整備で、関係農家数は原則として5戸以上、ただし②～⑥については、他工種と併せて5戸以上

- ①農道舗装は2ha以上20ha未満 40%以内
- ②各筆排水口の整備は2ha以上20ha未満、他工種と併せて2ha以上で良。35%以内
- ③暗渠排水や湧水処理は2ha以上20ha未満、他工種と併せて2ha以上で良。35%以内
- ④排水路の整備は2ha以上20ha未満 40%以内
- ⑤用水路の整備は2ha以上20ha未満 35%以内
- ⑥畦畔等へのカバープランツの植栽については要件なし 35%以内
- ⑦上記以外の整備については要件なし 35%以内

ウ 集落営農基準

下記の項目のうちひとつ以上実施または、実施しようとしている集落。

- ①農業機械を共同所有し、参加する農家で共同利用。
- ②農業機械を共同所有し、オペレーター組織が利用。
- ③集落内の営農を一括管理・運営。
- ④認定農家・農業法人等に農地集積を進め、集落単位での土地利用、営農を実施。
- ⑤農家の出役により、共同で農作業（田植え、稲刈り等）を実施。
- ⑥作付け地の団地化など、集落内の土地利用調整。

(6) 希少生物保全事業

ア 事業目的

環境に配慮した農業基盤を進め、自然と共生する社会づくり、都市住民にとっても魅力的な個性ある地域づくりを目指します。

イ 採択基準

絶滅危惧種や希少生物などが生息する農業用施設の改修にあたり、生態系に配慮した、工法を採用する地区において、従来工法との差額分に係る地元負担金を補助します。

ウ 負担区分:県 100%

(7) 国土調査事業（地積調査）

ア 事業目的

国土開発、保全利用の高度化に資すると共に、地積の明確化を図るため、国土の実態を科学的、総合的に調査します。

イ 地区別事業費

(単位：千円)

地区名	事業主体	全体		平成23年度まで		平成24年度		着手完工
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
朝日町	朝日町	4.00k㎡	—	0.00k㎡	0	0.00k㎡	0	H8～
亀山市	亀山市	12.80k㎡	—	0.68k㎡	38,442	0.01k㎡	3,900	H14～
鈴鹿市	鈴鹿市	177.24k㎡	—	1.91k㎡	125,254	0.19k㎡	24,928	H18～
川越町	川越町	8.34k㎡	—	1.11k㎡	27,096	0.10k㎡	9,000	H19～
計		202.38k㎡	—		190,792		37,828	

ウ 負担区分：国 50%、県 25%、地元 25%

(8) 土地改良区統合再編整備事業

ア 事業の目的

土地改良区の業務運営の効率化と経費削減及び土地改良施設の適正な維持管理による水管理の一元化並びに町行政等との連携強化により組織運営基盤の強化を図る。

イ 地区一覧表

(単位：千円)

ウ 負担区分：国 50%、県 50%

(9) 災害復旧事業

ア 事業目的

暴風、洪水、高潮、地震、その他異常なる天然現象により農地及び農業用施設に生じた災害に対して、すみやかに復旧を実施することにより農業生産基盤の再生を図るとともに環境・文化の保持や県土保全を行います。

イ 採択基準

1ヶ所当り 復旧費 400千円以上

ウ 負担区分：農地 国 50% 地元 50%

農業用施設 国 65% 地元 35%

エ 平成22年度実施状況

(単位：千円)

事業主体名	事業概要	種別	件数	事業費
四日市市	平成23年災	農地	1	148
亀山市	〃	農地	1	449
四日市市	平成23年災	施設	1	32
亀山市	〃	施設	5	4,209
計				4,838

(10) 新農業水利システム保全対策事業

ア 事業目的

加速化する農業構造改革の中、多様な水田営農を展開に対応していくための新たな農業水利システムを再構築し、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化を実現する新たなシステムをモデル的に構築する。

1. 事業内容

①水利施設等の機能診断②水利用と管理のあり方の技術検討③農業水利システム保全計画の作成④省力化施設の設置（除塵機・自動分水工）⑤畑地化・畑作本作化のための調整池の設置

イ 採択基準

- ① 都道府県知事が設定する水利区域で、「水利地域水田農業ビジョン」が策定されていること。
- ② 「農業水利システム保全計画」の策定が確実なこと。
- ③ 区域の農用地がおおむね20ha以上（中山間地域はおおむね10ha以上）であり、かつ水利区域が属する一連の水利システムに係る区域の農用地面積がおおむね100ha以上（中山間地域はおおむね60ha以上）であること

ウ 補助率

事業内容の①～③は定額④～⑤は国50%

(11) 各種調査：農業農村整備に係る調査一式